≪地域総合支援対策事業≫

「事業承継」徹底解剖シリーズ第２部

オーナーが後継者に会社を任せるポイント

事業をバトンタッチするときには、会社の株式にかかわる相続税や贈与税の税負担を緩和する「事業承継税制」があります。これについては、しっかり学習しておく必要があります。一方で、事業をバトンタッチする後継者がはっきりと決まっていなければ、せっかくの「事業承継税制」も有効に活用できません。

そこで、***本セミナーでは、事業承継税制に関する基本事項と後継者を決めるときの注意点をわかりやすくお伝えします。***

受講料は無料

【日時】平成30年１２月 ６日（木）18：00～20：00

【場所】**下関商工会館３階 研修室**
（下関市南部町 21-19）

【定員】３０名（先着順）

【講師】税理士法人いそべ
代表社員・中小企業診断士・税理士
小平 敏彦 氏

<主なカリキュラム>

◇事業承継税制のポイント

◇事業承継のパターンと注意点

- **（息子など）親族内承継の場合**
- **（従業員など）親族外承継の場合**
- **M＆A（売却、合併など）の場合**

【講師プロフィール】
昭和 61 年 3 月 西南学院大学商学部卒業。会社勤務等を経て、平成 18 年 4 月 税理士法人いそべ代表社員に就任。中小企業診断士、税理士、行政書士の資格を有する。
平成 25 年 12 月当所主催の消費税転嫁対策セミナー「会社内からカネを生み出す技法」を担当し、好評を博す。

お問合せ先　下関商工会議所 下関中小企業相談所（担当：野崎）
TEL 083-222-3333 ／ FAX 083-222-4094

「オーナーが後継者に会社を任せるポイント」申込票（FAX 083-222-4094）

事業所名				
所在地	（〒　－　）			
フリガナ / 受講者氏名			TEL	
業種	製造・建設・卸売・小売・飲食・サービス・その他（　）		FAX	

ご提供いただきました個人情報は、当セミナーの参加確認・別セミナーの開催案内に利用致します。